［三～五　略］

六　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(六)項、(七)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

2　令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める部分は、前項第二号、第三号及び第六号の用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）とし、令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める面積は、三百平方メートルとする。

［3～5　略］

（給油取扱所の附随設備）

**第二十五条の五**　令第十七条第一項第二十二号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号。以下「対象火気省令」という。）第三条第二十号に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。）とする。

2　前項の設備の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次の各号のとおりとする。

［一～三　略］

四　尿素水溶液供給機

イ　位置は、給油に支障がない場所であること。

ロ　給油空地内に設置する場合は、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、堅固な基礎の上に固定すること。

五　急速充電設備

イ　位置は、給油に支障がない場所であつて、次に掲げる場所であること。

(1)　可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所であること。

(2)　第二十八条の二の四に規定する給油取扱所にあつては、制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を直接視認できる場所であること。ただし、第二十八条の二の五第六号イただし書の規定により制御卓を設けた場合にあつては、この限りでない。

ロ　自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ハ　急速充電設備の電気回路を電源から遮断する装置を、危険物の流出その他の事故が発生した場合に容易に操作できる場所に設けること。ただし、危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けた急速充電設備については、当該装置を設けないことができる。

ニ　対象火気省令第十条第十三号、第十二条第十号、第十四条第七号並びに第十六条第九号（チを除く。）及び第十一号の規定の例によること。

［3　略］

（上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置）

**第二十五条の十**　令第十七条第二項第十一号の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　前号の屋根又はひさしの先端は、上階の開口部（次に掲げる開口部を除く。）までの間に、七メートルから当該屋根又はひさしの上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。

［イ　略］

［三～五　同上］

［新設］

2　令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める部分は、前項第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）とし、令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める面積は、三百平方メートルとする。

［3～5　同上］

（給油取扱所の附随設備）

**第二十五条の五**　令第十七条第一項第二十二号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器とする。

［2　同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

［3　同上］

（上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置）

**第二十五条の十**　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ　同上］